

大阪府障がい者虐待防止支援事業の主な取組み

資料2

| 目的 | 令和元年度の主な取組み |
|---|---|
| <p>1. 市町村の虐待対応力の向上</p> <p>(1) 通報受理から終結に至るまでの虐待対応</p> <p>(2) 虐待の早期発見、未然防止</p> | <p>①市町村職員向け虐待対応研修の強化</p> <p>⇒基礎研修: 講義及び演習 (講義) 障害者虐待防止法の理解、虐待対応における権利擁護の視点、等 (演習) 事例を用いた初動期対応に関するグループワーク</p> <p>⇒現任研修: 平成29年度より管理職向け研修を開催、講義及び演習にて実施。 管理職向け: 弁護士による講義(市町村の責務)、社会福祉士による講義(成年後見制度)、市町村管理職による事例報告等 担当者向け: 「家族関係の見立て」、「DVの理解と障がい者虐待との連携」、「司法面接の技法を用いた知的障がいがある人に対する面接手法」等に関するテーマを実施。</p> <p>②市町村虐待対応ワーキングの継続</p> <p>⇒市町村職員／虐待防止センター職員が、自主的に研修できるような取組みに資するため、障害者虐待防止法および法に基づく対応について、基礎的知識や、事例を通じた虐待対応等が学べるような研修テキストの作成をめざす。</p> <p>③専門性強化事業の実施</p> <p>⇒令和元年度実績は2件(令和2年1月末時点)</p> |
| <p>2. 障がい福祉サービス事業所の虐待防止</p> | <p>④事業所職員向け虐待防止研修の継続実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者対象とした研修(事例を用いた演習を含む) ・平成28年度より、民間施設長を府研修の講師として起用し、前年度までの講師に演習ファシリテーターとして参画いただく。 <p>⑤事業所に対する実地指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全事業者を対象とした集団指導 ・個々の事業者に対する計画的な実地指導 |
| <p>3. 関係機関との連携</p> | <p>⑥使用者虐待における大阪労働局との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実務者会議の実施 <p>⑦DV対応における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現任研修において、女性相談センター職員による、DVの理解と障がい者虐待対応との連携に関する講義を実施 ・市町村DV担当職員向け研修にも、障がい者虐待に関する講義を導入 |

障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施

1. 市町村・虐待防止センター対応職員コース内容(基礎研修・現任研修)

| | | 基礎研修 | 現任研修 |
|--------|----|---|--|
| 対象者 | | 市町村障がい福祉担当課職員または市町村虐待防止センター職員（主に新任者） | 市町村障がい福祉担当課職員または市町村虐待防止センター職員（管理者含む） |
| 研修日程 | | 講義1日、演習2日 | 講義3日(演習を含む) |
| 目的 | | 市町村においては、専門職の専従配置が難しく、新年度人事異動後の虐待対応新任者への研修として位置づけ、継続的な支援を行えるよう年度当初に実施。法の主旨、制度内容を理解し、基本的な対応スキル、特に初動期対応に重点を置き学ぶ。 | 養護者虐待だけでなく、施設従事者等による虐待や、複層的な要因が絡む困難事例に対処できることを目的としており、国研修の内容等を考慮し、管理者及び現任者を対象として実施。 |
| カリキュラム | 講義 | 「障害者虐待防止法における市町村の責務」 「障がい者虐待対応における権利擁護の視点」 「施設従事者による障がい者虐待の対応」 「警察における障がい者虐待の対応」 「使用者による障がい者虐待の対応」 「労働局における障がい者虐待の対応」等 | 「障がい者虐待対応における市町村の責務」 「障がい者施設従事者虐待の対応について」 「司法面接の技法を用いた知的障がいがある人に対する面接手法」 「成年後見制度の理解」 「家族関係の見立て」 「DVの理解と障がい者虐待との連携」 「市町村における障がい者虐待の対応」等 |
| | 演習 | ・養護者虐待に係る事例を通じた演習 ・障がい者虐待対応の流れ、市町村・虐待防止センター担当職員の役割など、マニュアルに沿った場面設定に基づいて、基本的な対応をグループワークで習得する。 | ・養護者虐待、施設従事者虐待において、市町村のニーズや大阪府の障がい者虐待の現状、国研修の内容をふまえながら、専門性の高いテーマを抽出して、グループによる演習を含む研修を実施。 |
| 実績 | | 受講者数 平成28年度：85名 平成29年度：93名 平成30年度：89名 令和元年度：75名 | 受講者数 平成28年度：193名 平成29年度：175名 平成30年度：120名 令和元年度：128名 |

障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施

2. 障がい福祉サービス事業所等コース

国研修受講者及び外部講師(民間施設長)を指導者にした講義並びに、演習形式の研修を実施。

⇒事業所等において、虐待防止(伝達)研修の実施、虐待防止委員会の設置を推奨。

⇒平成28年度より、民間の障がい福祉サービス事業所の管理者を国研修に派遣し、府での演習講師として起用。令和元年度においても同様に演習講師として起用するとともに、平成29～30年度の演習講師には、ファシリテーターとして参画頂き、気づきの重要性や具体的な虐待防止の取り組み等についてコメントを頂いた。

| | |
|---------------|---|
| 対 象 者 | 障がい福祉サービス事業所職員向け |
| カリキュラム | 講義(1日) : 「障害者虐待防止法・対応に関わる法の理解」 「大阪府における障がい者虐待防止・対応の現状」 「障がい者虐待と権利擁護」等 演習(1日×4回) : 「障がい者虐待防止の対応、体制づくり、組織運営について」 「虐待の芽と要因」「虐待防止の対応策」等 |
| 開 催 時 期 | 令和元年11月 |
| 実 績 (受講者数) | 平成28年度 : 982名 平成29年度 : 1,072名 平成30年度 : 996名 令和元 年度 : 1,243名 |

令和元年度 障がい者虐待対応ワーキング概要

I 【テーマ】障がい者虐待に関する市町村職員／虐待防止センター職員向け研修テキストの作成

I 【到達目標】市町村職員／虐待防止センター職員が、自主的に研修できるような取組みに資するため、障害者虐待防止法および法に基づく対応について、基礎的知識や、事例を通じた虐待対応等が学べるような研修テキストの作成をめざす。

I 【平成28～29年度】

- 各参画市より、障がい者虐待対応を行なった終結事例を持ち寄り、弁護士会および社会福祉士会より専門的助言を得て事例検証を行うことにより、虐待対応のポイントの理解を深める。
- ⇒(成果)事例を通して、障がい者虐待における法的な考え方や、対応スキームの整理を行うことができ、また虐待対応において困難なケースの共通したポイントなどを探ることができた。
- ⇒(課題)一方で、参画市の虐待対応の理解は深まるが、個別事例を扱っていることから、府内市町村すべてに還元するのが難しい一面がある。また、府内各市町村において、市町村の規模等により障がい者虐待対応に濃淡が見られることから、事例を通じた虐待対応の理解のみならず、基礎的知識や対応スキームも含めて、各市町村で自主的に取り組めるツールが必要ではないか。

I 【平成30年度】

- 養護者による虐待対応の研修テキストを作成。対象ごとに活用しやすいよう、「基本編」「対応スキームと実務編」「事例編」の3つに分冊。
- 大阪府障がい者虐待防止マニュアルとの棲み分けを図るため、参画市からの意見をもとに、具体的な対応方法や判断のポイント等を掲載。

【令和元年度】

- 施設従事者による虐待対応の研修テキストを作成。参画市における障がい者虐待防止の取組みを参考に、法に関するポイントを記載。
- また、参画市が提供した事例等を参考に、対応やスキームに関する考え方を盛り込む。

障害者虐待防止法の基本的なポイント

- 府研修や参画市の取組み等をベースに、逐条解説や府マニュアルを参考にしつつ、基本的なポイントをピックアップしわかりやすく記載。

事例を通じた障がい者虐待対応の理解

- 検証した終結事例や、参画市から提出された事例等を参考に架空事例を作成し、考え方や対応のポイントを記載。

- 第1回ワーキングでテキストの概要、年間のスケジュールなどを決定。
- 第2回、第3回ワーキングで、オブザーバーとして弁護士に協力を得て、記載内容についての助言を得る。

【令和元年度の成果】

- 研修テキストを対象ごとに活用しやすいよう、「対応スキームと実務編」「事例編」の2つに分冊。
- 大阪府障がい者虐待防止マニュアルとの棲み分けを図るため、参画市からの意見をもとに、具体的な対応方法や判断のポイント等を掲載。

対応スキームと実務編

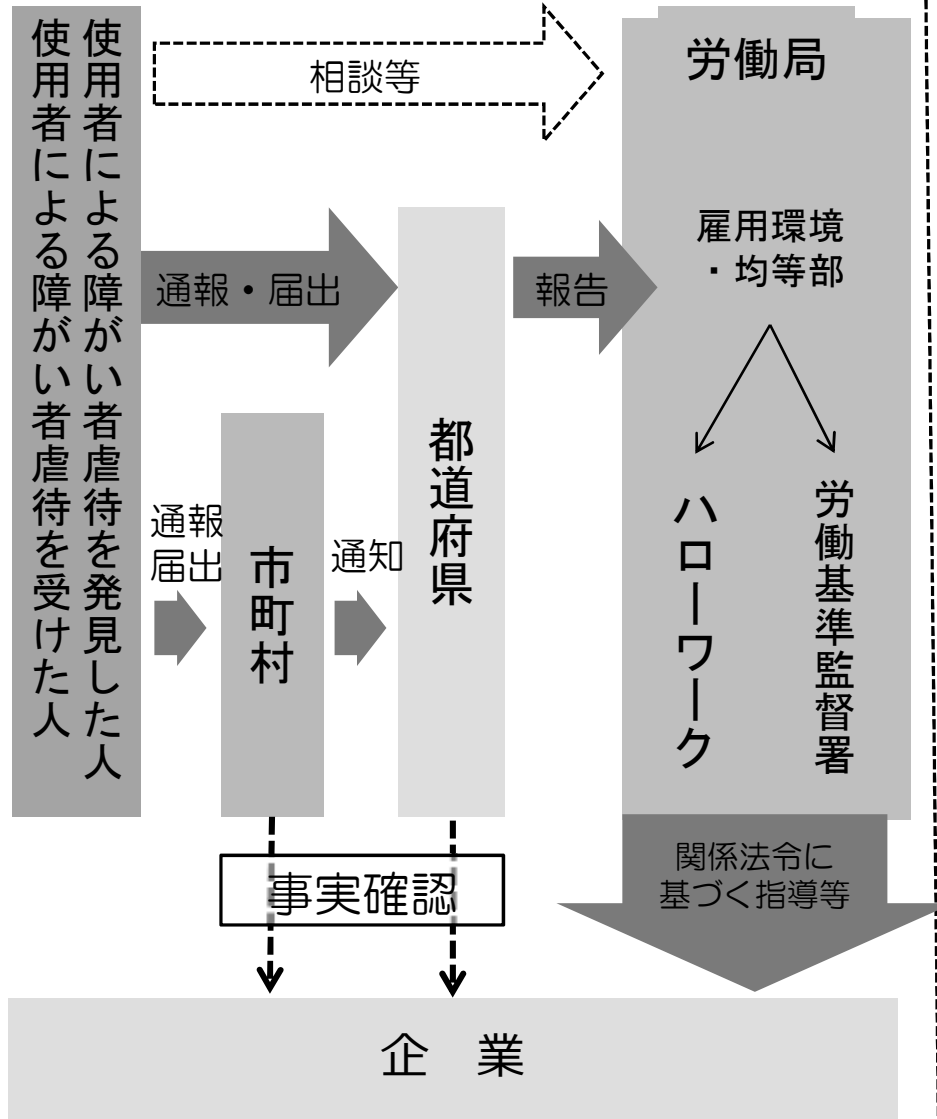
- 障がい者虐待対応スキームに沿った実務的な知識や判断の視点、具体的な事実確認の方法等について記載。
- 対象は現任者や管理職を想定。

事例編

- 施設従事者虐待の対応に関する事例について、参画市から提出された事例を集約するとともに、他府県の事例集も参考に作成。
- 事例ごとに、対応や判断のポイントを記載。
- 対象は現任者や管理職を想定。

使用者虐待の対応

使用者による障がい者対応
(厚生労働省スキーム)



使用者による障がい者対応
(大阪方式)

